

# 1 首長ホットライン

資料 7 - 1

特別警報を公表したとき、あるいは、重大な災害の発生が著しく高まった場合に気象台長から首長へ連絡します。また、首長からの相談を受けます。

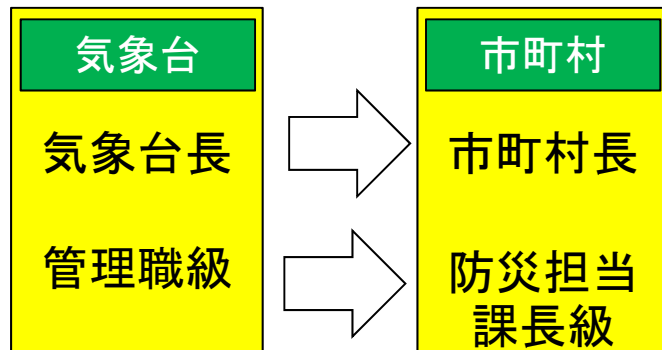


## 2 気象台 → 市町村のホットライン

### 1. どんな時に

- ・大雨特別警報を発表する場合または発表した場合
- ・特別警報の発表に至らないが、局地的に著しい大雨となって著しく大きな被害が予想される場合

### 2. 誰から誰に



連絡手段: 電話(防災担当宛)

### 3. どんな内容を

#### 例文

〇〇市では、これまでに無いような(〇〇ミリの)記録的な大雨になっています。土砂災害や浸水害の危険性が非常に高まっていることから、大雨特別警報を発表しました(発表の可能性あります)。

避難勧告や避難指示等を再度確認してください。また、住民に対して(大雨特別警報が発表されたこと、)災害の危険性が非常に高まっていることを呼びかけていただきたい。

今後も数時間は、ほぼ同じところで同じような雨が続き、これまでに経験したことのない大雨になる見込みです。

特別警報はメーリングリストによるは発表通知メールも行ってます。